

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 2 2 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課
管理企画指導室課長補佐
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水処理施設等内作業における安全の確保について

令和 7 年 4 月 3 日（木）、静岡県熱海市において、下水処理場内の焼却施設への脱水汚泥搬入時、汚泥運搬車両のコンテナ後方のあおりを閉める際に、汚泥搬入コンテナと汚泥受入ホッパーから発生した硫化水素を吸い込んだことにより、委託作業員 2 名が硫化水素中毒とみられる症状を発症し、内 1 名が緊急搬送される事故が発生しました。

事故原因を確認した結果、以下の点について安全対策の不備がありました。

- ・防毒マスクの着用
- ・作業環境における硫化水素濃度の測定及び情報共有

事故原因を踏まえ、以下のとおり再発防止策を行うと聞いております。

【処理場・焼却施設共通】

- ・硫化水素用防毒マスク・ゴーグルの着用（焼却施設では面体も着用）
- ・作業時の硫化水素濃度測定
- ・ポータブル式ガス検知器の着用

- ・作業場所の換気
- ・作業手順の見直し（汚泥ホッパ開閉時に極力作業者が近づかない手順へ）
- ・作業従事者の安全教育の徹底

【処理場】

- ・AED 設置

【焼却施設】

- ・汚泥受入施設の設備改修

本事案については、死亡事故につながるおそれのある重大な事故であり、また、硫化水素が発生する施設としては、管路のみでなく処理場等の沈砂池、ポンプ井、最初沈澱池、汚泥濃縮タンク等で発生することが多いと考えられるため、各下水道管理者におかれましては、下水道処理施設等内作業を行う場合においては、酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 42 号）や「下水道維持管理指針 総論編マネジメント編－2014 年版－」（平成 26 年 9 月（公社）日本下水道協会）第 3 章第 5 節「ポンプ場及び処理場施設の労働安全衛生対策」に基づき、酸素欠乏症等の対策に関して委託先への指導・監督など適切な措置を講じられるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知をお願いいたします。

下水汚泥搬入業務に伴う重大な事故(R7.4.3 静岡県熱海市) 国土交通省

■発生日 : 令和7年4月3日(木)13時45分頃

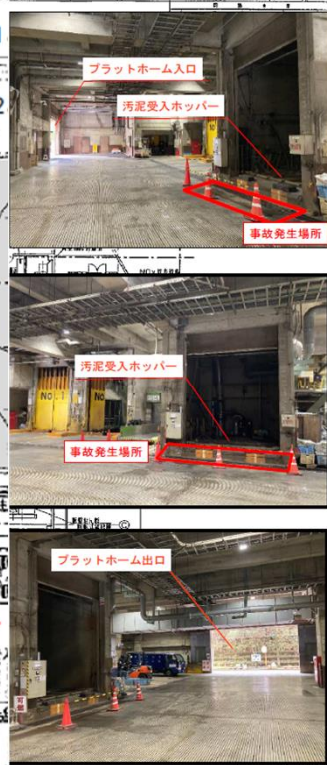
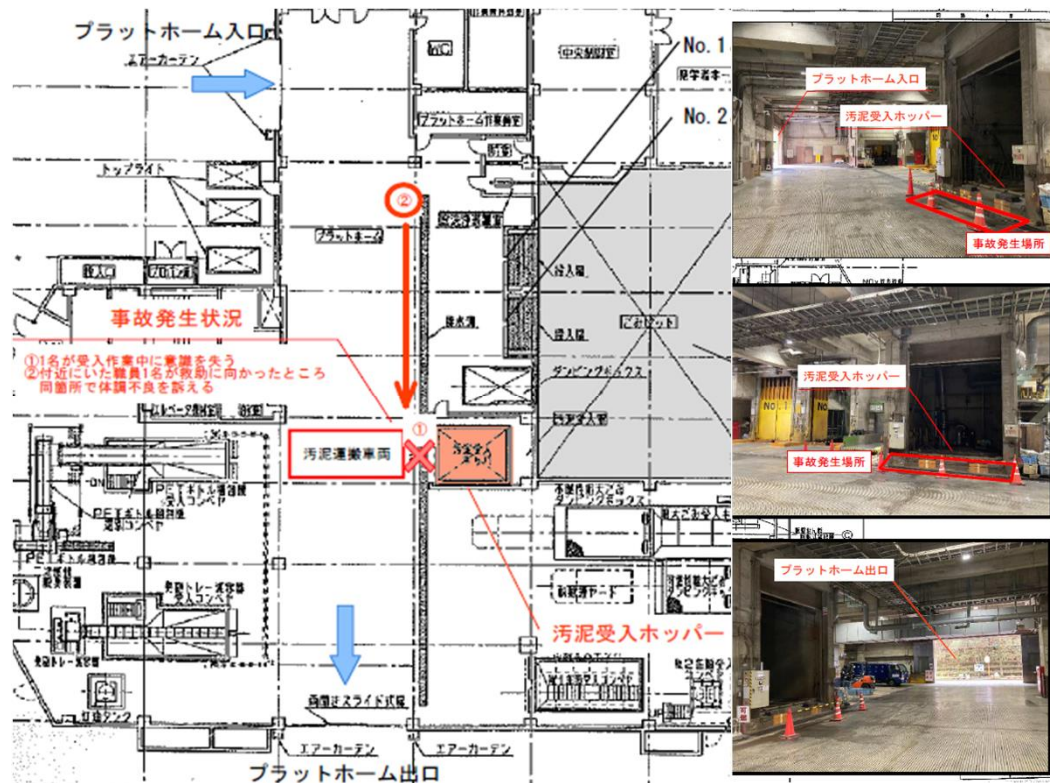
■発生場所 : 熱海市エコ・プラント姫の沢 (静岡県熱海市熱海字笹尻1804番地の8)

■報道 : あり

■業務概要 : 下水汚泥搬入業務

■事故内容 : 下水処理場内の焼却施設への脱水汚泥搬入時、汚泥運搬車両のコンテナ後方のあおりを閉める際に、汚泥搬入コンテナと汚泥受入ホッパーから発生した硫化水素を吸い込んだことにより、委託作業員2名が硫化水素中毒とみられる症状を発症し、内1名が緊急搬送された。

【状況図】



汚泥運搬車両のコンテナ後方のあおりを閉める際に、汚泥搬入コンテナと汚泥受入ホッパーから発生した硫化水素を吸い込み意識を失った。

